

秋田県告示第34号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する特定第2号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、公示する。

令和元年5月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

加入区の名称	漁業区分
八森・岩館加入区	総トン数10トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって八峰町八森字物見、字和田表、字岩館塚の台、字釜の上、字林の沢、字岩館向台、字門の沢、字岩館、字ノケソリ、字小入川家の上及び字伊勢鉢台の区域内に住所を有する組合員が営むもの